

| 報告項目 | 報告内容 |
|---------------|--|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 高井 俊博 |
| 登録番号又は法人番号 | 8 5 2 4 0 2 7 8 |
| 所属する単位会 | 富山県行政書士会 |
| 事務所名称 | 行政書士高井俊博事務所 |
| 事務所所在地 | 富山県高岡市中川1丁目5番39号 |
| 処分年月日 | 令和4年9月30日 |
| 処分内容（種類） | 訓告 |
| 上記処分をした理由 | <p>令和4年5月9日に申出のあった、貴殿の行った遺産相続手続における苦情について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他士業に業務の依頼の必要がある場合に白紙委任状を使用していることは、本会会則第52条に違反し、また、手続を進めるに当たり他士業の業務内容及び業務範囲について説明をしていないことは、行政書士倫理規定第15条に違反していること。 2. 一般顧客に配布しているダイレクトメールの記載内容について、相続関係各種手続代行の中に相続放棄の記載があることは行政書士倫理規定第7条に違反し、司法書士法に違反する恐れがあるとともに、事務所の名称を行政書士の表記をせず「高井事務所」と表記していることは同倫理規定第7条及び第10条に違反していること。 3. 登記識別情報通知書の表紙において、司法書士の名前でなく高井事務所と表記されていることについて、「うちが窓口であるからこの表紙を使っている」と答弁する以上は、当該登記申請部分においても報酬を明確に提示するか、担当する司法書士から説明を受けるよう告知すべきであり、同倫理規定の第16条に違反すること。 <p>以上、行政書士倫理規定及び本会会則に照らし、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、下記、上記処分の根拠となる法令及び会則の条文に違反するものである。</p> <p>なお、令和4年9月21日に弁明の機会を設けたところ、深く反省していることがうかがい知れたが、複数の行為に関する違反は看過できないものである。</p> <p>また、次のとおり業務改善を行うよう付言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白紙委任状（委任する内容を明確にしていないもの）を今後は使用しないこと。 2. ダイレクトメッセージ、登記識別情報通知書表紙の記載内容を改訂すること。 3. 本事案の依頼者に対しては、その経緯を詳らかにすることをもって完了した業務に関する理解に最大限努めること。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p> | <p>行政書士法第10条 行政書士法第13条 日本行政書士会連合会会則第59条 日本行政書士会連合会会則第60条 日本行政書士会連合会会則第62条 富山県行政書士会会則第51条 富山県行政書士会会則第52条</p> |
|-----------------------------|---|